

# World Healthcare Game Changers Forum 会員規約

## 第1条 (名称、目的および活動)

- 1 World Healthcare Game Changers Forum (以下「WHGC」といいます)は、人間と社会の健康の両面から俯瞰的にものごとを捉え、現場感覚を持ち、深い思考力を発揮するゲームチェンジャーとなるべき人材を育成するため、一般財団法人アライアンス・フォーラム財団(以下、「主催者」といいます。)が設立した組織です。
- 2 WHGCは、全ての国民が寿命を全うする直前まで健康に暮らせる社会を日本に実現することを基本理念とします。
- 3 WHGCは、理念実現に向けた、次世代ヘルスケア産業に関する最先端の情報や、人や社会の健康をより良くするための提言を、セミナー、カンファレンスおよびメディア等を通じて社会に発信します。
- 4 WHGCの各会期の具体的な活動内容は、主催者が決定し、ホームページおよび電子メール等で会員に告知します。

## 第2条 (会員資格)

会員は WHGC の基本理念に賛同し、基本理念の実現に向けて他の会員と協力し、WHGC の活動を推進する意思を有する者である必要があります。

## 第3条 (期間)

各会期は毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年間とします。

## 第4条 (会員の種類および会費)

- 1 会員の種類は次のとおりとします。
  - ① 特別会員 企業、団体、大学法人等
  - ② 一般会員 企業、団体、公益法人、個人事業主等
  - ③ アカデミア会員 学生・研究者
- 2 年会費は別紙 1 に定める金額とし、会期の途中に入会した会員の年会費は、入会申込み承認日から当期末日までの月割り計算で算出された金額とします。
- 3 会員は、会員登録後に主催者から発行される請求書に従って、年会費を一括で支払うものとします。支払いにかかる手数料は会員の負担とします。
- 4 主催者が会員から受領した会費は、本規約に定めがある場合を除き、返金しません。

## 第5条 (入会)

- 1 会員になろうとする者は、主催者に対し所定の入会申込書を提出してください。その後主催者が入会申込みを承認した旨の通知を発信した時点をもって、会員資格を取得します。
- 2 主催者は、前項において、会員になろうとする者が、WHGC の目的および基本理念に照らし WHGC の会員として不適当であると判断した場合、入会申込みを棄却することができます。WHGC は、会員になろうとする者に対し棄却理由を開示する義務を負いません。

## 第6条 (会員資格の有効期間および更新)

- 1 会員資格の有効期間は、当会期末日までとします。
- 2 特別会員および一般会員の資格は、当会期末日の 1 ヶ月前までに書面または電子

メールで退会の申し出がある場合を除き、毎年10月1日に1年間自動更新されます。会員資格が更新された場合、WHGC発行の請求書に従って当会期の年会費を支払うものとします。

- 3 アカデミア会員の会員資格については、自動更新とせず、会員が申込書を提出することで毎年10月1日に更新されます。

#### 第7条 (会員による活動の参加)

会員は、別紙2に定める通り会員の資格により各種のWHGCのセミナー、交流会およびフォーラムなどに参加できるとともに、WHGCのホームページなどを通じてヘルスケア産業の関連情報を受け取ることができます。また、WHGCの提言策定活動およびその発表に参加することができます。

#### 第8条 (知的財産)

- 1 主催者がWHGCにおいて提供する講演、講義、資料、記事、画像、動画および音声などの著作物の著作権その他の知的財産権は、主催者または主催者に利用を許諾した権利者に帰属します。会員は、上記著作物を主催者の書面上の許可なく、会員外の第三者に開示、配信および頒布することはできません。
- 2 主催者は、ホームページ、記事、広告およびイベント等などにおいて、会員法人の名称およびロゴマーク、ならびに、会員法人が提供する製品・サービスの名称やロゴマークなどを使用することができるものとします。ただし、会員から事前に不使用の要請を受けた場合、主催者は上記の使用を行いません。

#### 第9条 (退会)

会員は、退会希望日の1ヶ月前までに、主催者に対し書面または電子メールで通知する方法で、いつでもWHGCを退会することができます。ただし、年会費の返金はおこないません。

#### 第10条 (除名)

- 1 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、主催者は何らの催告なしに当該会員を除名することができます。
  - ① 主催者に対する年会費その他の支払債務を履行しなかった場合
  - ② 主催者、他の会員およびWHGCの名誉・評判を棄損した場合およびその恐れのある行為を行った場合
  - ③ WHGCの目的および設立理念に反する行為をした場合
  - ④ 会員としての品格を損なう行為をした場合
  - ⑤ 法令もしくは公序良俗に反する行為をした場合、および、そのような行為を助長する行為を行った場合
  - ⑥ WHGCの活動において、著しく粗野または乱暴な言動を行いまたは威勢を示すことにより、主催者、他の会員もしくは第三者に不安を覚えさせる行為をした場合、またはこれらの者に多大な迷惑を与える行為をした場合
  - ⑦ 本会則に違反した場合
  - ⑧ WHGCに対し虚偽の会員情報を提出していたことが判明した場合
  - ⑨ 音信不通の状態となった場合
  - ⑩ その他、会員として不相当であると主催者が判断する合理的な事由がある場合
- 2 主催者が前項に基づき会員をWHGCから除名したことにより、当該会員が何らかの損害を被った場合であっても、主催者はそれを賠償する義務を負いません。

- 3 第1項に基づく除名処分は、主催者が除名原因に伴って被った損害の賠償を当該会員に対し請求することを妨げるものではありません。

#### 第11条 (会員資格の喪失)

会員は、次の各号のいずれかに該当した場合、当然に会員資格を喪失します。

- ① 会員が、破産、民事再生、会社更生、会社整理もしくは特別清算の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てた場合
- ② 法人および団体である会員が、解散の決議を行い、もしくは解散命令を受けた場合（合併に伴って解散する場合を除く）
- ③ 個人である会員が、死亡または失踪宣言した場合

#### 第12条 (会員情報の変更の届出)

- 1 会員は、その氏名もしくは名称、住所、所属および連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく所定の変更手続を行うものとします。
- 2 主催者は会員が前項の変更手続を行わなかったことおよび誤りがあることによつて、会員に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

#### 第13条 (個人情報取り扱い)

主催者は、WHGC 会員の個人情報を、WHGC が別途定める個人情報の利用目的の範囲内で利用します。

#### 第14条 内部情報の無断流出の禁止

主催者および会員は、WHGC を通じて知り得た他の会員の内部情報を当該会員に無断で外部に持ち出し、第三者に開示してはならない。

#### 第15条 (禁止事項)

- 1 会員は、次に定める行為を行ってはなりません。
  - ① 会員資格に基づく一切の権利および義務を、第三者に譲渡、貸与および承継したり、担保等に供したりすること
  - ② WHGC の活動に関して、他者の権利・財産等を侵害する行為および法律に違反する行為、ならびにこれらのおそれのある行為
- 2 前項の規定は、会員が会員資格を喪失した後も効力を有します。

#### 第16条 (損害賠償)

会員が、WHGC の活動に関して、故意または過失により、主催者、他の会員および第三者に損害を与えた場合、当該会員はその者に対し損害を賠償しなければなりません。

#### 第17条 (免責)

主催者は、天災地変（地震、噴火、洪水、津波等）、感染症の蔓延、火災、停電、悪天候による交通機関の麻痺のおそれ、その他のやむを得ない場合により、会員およびイベント等の参加者の安全確保が困難になると認められる事態となった場合、WHGC の活動を一部中止または中断することができるものとします。またこの場合、会費の減額・返金は行いません。

#### 第18条 (反社会的勢力の排除)

- 1 主催者および会員は、自らが反社会的勢力（「暴力団による不当な行為の防止等に

関する法律」の定義する暴力団およびその関係団体等をいう)でないこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗り、不当行為等をなさないこと、自らの代表者、役員または実質的に経営権を有する者が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証する。

- 2 主催者は、会員について前項の表明保証違反を発見した場合、通知催告なしに会員を除名することができ、その結果、当該会員に損害が生じても一切の損害を賠償しない。
- 3 会員は、主催者について第1項の表明保証違反を発見した場合、主催者に通知することにより直ちにWHGCを退会することができる。この場合、主催者はすみやかに当会期の残期間にかかる年間会費を会員に返金する。

#### 第19条 (準拠法および合意管轄)

本規約の準拠法は、日本法とします。また、本規約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

#### 第20条 (改定)

- 1 主催者は、会員の一般の利益に適合する場合の他、本会則の変更がWHGC参加の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性など諸般の事情に照らして合理的なものである場合には、会員の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することができるものとします。
- 2 主催者は、本規約を変更する場合、会員に対し変更後の内容および効力発生日を周知します。

2022年8月17日作成  
2022年10月1日修正  
2023年9月1日修正

会費

本規約第 4 条第 2 項に定める年会費の金額は、下記のとおりとします。

	特別会員	一般会員	アカデミア会員*
年会費 (税別)	300 万円	150 万円	無料

※学生・研究者を対象  
(入会には審査があります)

## 会員の種類と参加内容

		特別会員	一般会員	アカデミア会員*
① WHGC フォーラム (イベント)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 春と秋の年2回開催</li> <li>● 会場+オンライン開催</li> </ul>	会場ご招待 フォーラム登壇	会場参加人数は 個別ご案内	オンライン参加
② WHGC 分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1期6ヶ月、年2期</li> <li>● 会場+オンライン開催</li> </ul>	2名様 x 2期	1名様 x 2期	個人参加 (抽選制)
③ Game Changer セミナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 月1回</li> <li>● オンライン開催</li> </ul>	何人でも可 セミナー登壇	何人でも可	個人参加
④ WHGC ラウンジ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 月1回、オンライン開催</li> <li>● 会員社員のみを対象</li> </ul>	5名様/回 (増特可) テーマ設定	5名様/回	
⑤ WHGC 交流会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年2回</li> <li>● 分科会報告会と同日開催</li> </ul>	参加人数は 会ごとにご案内	参加人数は 会ごとにご案内	※学生・研究者を対象 (入会には審査があります)